

「高齢者交流サロン」の

運営経費を助成します

▽申請・問い合わせ先⇨地域包括ケア推進室(☎2943)

市は、「高齢者交流サロン」を設置し活動する団体または個人に対し、その運営経費の一部を助成します。
この事業は、高齢者の皆さんが身近で気軽に集まることのできる場所を確保し、住民運営の通いの場の充実を図るため実施するものです。

補助対象事業の内容など

▽高齢者交流サロンの対象
市内に住所があるおおむね65歳以上の高齢者
▽開催場所⇨地域公民館、個人宅、空き店舗など「地域の高齢者が集まりやすい場所」で、「継続して開催が可能な場所」
※借用物件を使用する場合、賃借料の一部を補助金の対象とすることができます。
▽活動内容⇨特に定めません。



【例】お茶飲み、作品づくり、体操、レクリエーション、カラオケ、昼食会など
※自由な時間におしゃべりをする活動も対象。
※開催時には、1人以上のスタッフ(資格は不問)の従事が必要となります。
▽補助対象経費と補助上限額



- ①会場となる建物などの修繕・工事費(上限20万円)、備品購入費(上限5万円)
※高齢者の使用を想定したものが対象となります。
- ※工事費の例⇨玄関入口の段差解消、手すりの設置、仕切りドア設置、トイレ洋式化など
- ※備品の例⇨テーブル、椅子、こたつ、ポットなど
- ②運営費
消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費など運営に必要な費用(1回の上限額1,000円)
※食糧費(お茶、お菓子、弁当など)は補助対象外。ただし、調理実習などの材料費は補助対象です。
- ③会場賃借料(ひと月の上限額1万円)
※平成28年度から令和元年度までに、①の補助を受けた場合は、①の補助申請はできません。

申請方法など

▽申請書類⇨市のホームページからダウンロードできるほか、地域包括ケア推進室(総合福祉センター内)に備え付けています。
様式データの提供を希望する人は、USBメモリを持参するか、メールアドレスを連絡ください。

事業の流れ

- ①申請受付期間⇨11月9日(月)～11月20日(金)
- ②書類審査・交付決定通知
11月下旬
- ③高齢者交流サロン活動の取

※複数人で運営するなど、継続して実施できる体制を確保の上、開催ください。
▽開催頻度⇨原則として、1年を通じて1月当たり1回以上開催し、1回当たり2時間以上とします。
ただし、前項の①の補助を利用した場合は、週1回以上の開催とします。

留意点

▽留意点
・本年度2度目の募集のため、予算に限りがありますので、交付決定は受付順となります。
・他の補助金などを受けている活動は、申請することができません。
・建物などの修繕や工事を行う場合、申請時に支出の根拠となる見積書の写しと、写真が必要です。



補助金を申請する際は、事前に申請内容について地域包括ケア推進室に相談ください。

三陸・大船渡第24回つばきまつり 出店者および講座・体験提供者を募集します

⇨応募・問い合わせ先⇨農林課農政係(〒022-0101三陸町越喜来字所通26-1/☎内線7122)

令和3年2月6日(土)～3月21日(日)世界の椿館・基石で開催(予定)

1 出店者募集について

- ⇨出店条件⇨椿に関する製品やサービス(アクセサリー、衣類やアート作品など)の販売を必須としますが、合わせて椿に関する製品以外の販売も可
- ⇨応募上の注意事項
・出店スペースは、館内の約2m×2mです。
・各日、出店可能時間は午前9時から午後2時までです。
・ひとスペースにつき、長机2台、パイプイス2脚を用意します。その他の物品などは各自で用意ください。
・電気の利用については、事前に申し出ください。
・終了後、売り上げを報告ください。

- ・催しの申し込みは予約制とし、予約受付は世界の椿館・基石が行います。
- ・当日の参加受付は、応募者が行ってください。
- ・長机10台、パイプイス10脚を用意します。その他の物品は各自で用意ください。きてトン!



1、2 共通事項

- ⇨募集条件⇨大船渡市民とし、飲食物を提供しないこと
- ⇨応募期限⇨11月30日(月)
- ⇨出展料・会場費⇨無料
- ⇨応募方法
直接または電話で、出店または講座や体験の提供内容、希望日、受講料、代表者氏名、連絡先をお伝えください。

⇨出店、講座・体験提供者の決定

応募期間終了後、調整の上日程などを連絡します。なお、応募多数の場合、期限前に募集を締め切る場合があります。

⇨その他

- ・マスクの着用や手指の消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を行ってください。
- ・本年度は感染症予防の観点から、例年よりイベント規模を縮小予定です。なお、期間中は毎週日曜日を中心に関連イベントを開催します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期となる場合があります。

漏水調査にご協力をお願いします

⇨問い合わせ先⇨水道事業所工務給水係(☎内線171)

水道事業所では、道路や宅地内の地下に埋設されている水道管の漏水調査を行います。調査員が皆さんの土地に立ち入って調査することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ⇨期日⇨11月10日(火)～令和3年3月10日(水)
- ⇨対象地域⇨盛町・大船渡町・末崎町・赤崎町・猪川町・立根町・日頃市町の上水道給水区域内
- ⇨調査員⇨調査は水道事業所職員および市が委託した専門業者が実施し、調査員は市発行の調査

員証および腕章を携行しています。

⇨調査内容

- ・道路内の水道管から宅地内にある水道メーターまでの間を調査します。
- ・日中も調査を行いますが、交通や生活音の影響を避けるため、夜間調査をする場合もあります。
- ・この調査において、調査費の請求や物品の販売を行うことはありません。

⇨問い合わせ⇨市役所☎0192@3111